

広報あきる野広告掲載取扱基準（平成23年1月1日制定）

（趣旨）

第1条 この基準は、あきる野市（以下「市」という。）が発行する広報あきる野に掲載する広告の取扱いについて、あきる野市広告掲載取扱要綱（平成22年あきる野市通達第39号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（広告の範囲）

第2条 広報あきる野に掲載できる広告は、要綱第3条の規定によるものとする。

（広告の種類）

第3条 広告の種類は、事業者又は事業所が事業活動のために掲載する広告とする。

（掲載の位置）

第4条 広告を掲載する位置は、広報あきる野の表紙1ページを除く各ページの記事に支障のない位置とする。

（広告の大きさ）

第5条 広告の大きさは、1段通し（およそ縦4.9センチメートル、横24センチメートル。以下「1号広告」という。）、1号広告の3分の2（およそ縦4.9センチメートル、横15.9センチメートル。以下「2号広告」という。）及び1号広告の3分の1（およそ縦4.9センチメートル、横7.7センチメートル。以下「3号広告」という。）とする。

（広告枠の貸付け）

第6条 広告枠は、予定価格を設定した一般競争入札で決定した広告代理店（以下「広告取扱事業者」という。）に一括して貸し付けるものとする。

（広告の募集）

第7条 前条の規定による一括貸付けを受けた広告取扱事業者は、市との一括貸付けの契約締結後、広告を募集するものとする。

（広告掲載の申込み）

第8条 広告掲載の申込みは、広報あきる野広告掲載申込書（様式第1号）により広告取扱事業者が行う。

2 広告取扱事業者は、希望により、第6条の規定による一括貸付枠を超えて広告掲載の申込みをすることができるものとする。

（広告掲載の決定通知）

第9条 広告掲載の決定通知は、広報あきる野広告掲載決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（広告の掲載料）

第10条 広告取扱事業者が市に納付する広告掲載料は、第6条の一般競争入札の落札金額とする。

2 広告取扱事業者は、第8条第2項の規定により一括貸付枠を超えた広告の掲載を希望する場合は、落札金額を基に割り出される3号広告1枠1回分の単価に基づく金額を市に納付しなければならない。

(契約の更新条件)

第11条 第7条の一括貸付けの契約は、原則として単年度契約とする。ただし、市と広告取扱事業者の双方が希望するときは、双方が合意する条件により、1年間の契約更新ができるものとし、更新は、2回を限度とする。

附 則

この基準は、決定の日（令和8年3月10日）から施行し、令和8年6月号の広報あきる野の広告掲載申し込みから適用し、令和8年5月15日号の広告掲載申し込みまでは、なお従前の例による。

様式第1号（第8条関係）

（表）

課長	係長	係

受付	審査
第 号	可・否

広報あきる野広告掲載申込書

年 月 日

あきる野市長 殿

広告取扱事業者

所在地

名称

代表者名

⑩

電話番号

FAX番号

広報あきる野広告掲載取扱基準第8条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

【掲載広告事業者名】（ ）

【中面広告掲載希望号】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

※ 掲載を希望する号の欄に数字（1号広告は「1」、2号広告は「2」、3号広告は「3」）を記入してください。

【最終面広告掲載希望号】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

※ 掲載を希望する号の欄に数字（1号広告は「1」、2号広告は「2」、3号広告は「3」）を記入してください。

【備考】（ ）

(裏)

(注)

- 1 掲載する広告の版下を必ず添付してください。
- 2 掲載する広告は、いかなる個人名も付すことはできません。ただし、個人名が商店名等に使用されている場合は、この限りではありません。

第 号
年 月 日

様

あきる野市長



広報あきる野広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告の掲載につきましては、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 掲載内容

2 掲載料の納入期限 年 月 日

3 その他